

用語等の説明

第1．火災統計

1．火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して、消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。

2．火災の種別

火災は、次の種別に区分する。火災の種別が2以上複合するときは、焼き損害額の大なるものの種別による。

(1) 建物火災

「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

(2) 林野火災

「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(3) 車両火災

「車両火災」とは、原動機によって運行することができる車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

(4) 船舶火災

「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 航空機火災

「航空機火災」とは航空機又は、その積載物が焼損した火災をいう。

(6) その他の火災

「その他の火災」とは(1)から(5)まで掲げる火災以外の火災をいう。(屋外物件、公園、耕地、堤防、人力、畜力によって運転する車、電柱等)

3．焼損棟数

(1) 焼損棟数

ア 「焼損棟数」とは、焼損した建物の棟数をいう。

イ 「棟」とは、1つの独立した建物をいう。ただし、渡り廊下の類で2以上の棟に接続しているものは、その半分を折半してそれぞれの棟と同一とする。

(2) 焼損の程度

焼損の程度は、次のとおり区分する。

ア 全焼

建物の焼き損害額が火災前の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

- イ 半焼
建物の焼き損害額が火災前の評価額の 20 パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。
- ウ 部分焼
建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント未満のもの又は建物の収容物のみ焼損したもののいう。

4. リ災世帯数

(1) リ災世帯数の算定方法

- ア 同居及び家計をともにする者又は 1 人で居住し家計を維持する者ごとに 1 世帯とする。ただし、共同住宅の共用部分のみり災した場合には、リ災世帯数を計上しない。
- イ 寄宿舍その他これに類する施設に常時宿泊する者については、当該施設に宿泊するすべての者の集りを 1 世帯とする。

(2) リ災程度

世帯のリ災程度は、次のとおり区分する。

- ア 全損
建物（収容物を含む、以下（2）において同じ）の火災損害額が火災前の建物の評価額の 70 パーセント以上のものをいう。
- イ 半損
建物の火災損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント以上で全損に該当しないものをいう。
- ウ 小損
建物の火災損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント未満のものをいう。

5. 損害額

(1) 火災損害

- ア 「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、リ災のための休業による損失等の間接的な損害を除く。
- イ 火災損害は、焼き損害と消火損害に区分する。

(2) 損害額の算出方法

損害額は、リ災地における時価による。

- ア 損害額の算出基準は、火災報告取扱要領の別表第 4 を用いて減価償却の方法による。
- イ 損害額は、千円単位とし、千円未満の端数金額があるときは、これを四捨五入する。

6. 死者及び負傷者

(1) 死者及び負傷者の範囲

- ア 「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く）又は、負傷した者をいう。
- イ 消防吏員、消防団員及び消防活動に関係ある者については、火災を覚知した時より現場を引き揚げるときまでの間に死亡した者又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とする。
- ウ 火災により負傷した後 48 時間以内に死亡した者は、火災による死者とする。

第2. 救急業務

1. 救急業務の定義

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入りする場所において生じた事故（災害による事故等）又は政令で定める場合における災害による事故などに準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって医療機関その他の場所へ搬送することをいう。

2. 救急事故の種別

(1) 火災事故

火災事故において直接火災に起因して生じた事故をいう。

(2) 自然災害事故

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。

(3) 水難事故

水泳中（（6）運動競技によるものを除く）の溺者又は水中転落等による事故をいう。

(4) 交通事故

すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。

(5) 労働災害事故

各種工場、事業所、作業所、工場現場等において就業中発生した事故をいう。

(6) 運動競技事故

運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者等の事故（ただし、観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷したものは含み、競技場内の混乱によるものは含まない。）

(7) 一般負傷

他に分類されない不慮の事故をいう。

(8) 加害

故意に他人によって傷害等を加えられた事故をいう。

(9) 自損行為

故意に自分自身に傷害等を加えた事故をいう。

(10) 急病

疾病によるもので救急業務として行ったものをいう。

(11) その他

転院搬送、医師・看護師搬送、医療資器材等の輸送、その他のもの（傷病者不搬送件数のうち（ 1 ）から（ 10 ）の救急事故に分類不能のもの及び誤報、いたずら等で救急事故等の不明なものを含む）をいう。

第 3 . 救助業務

1 . 救助活動の定義

救助活動とは、救助事故にあたり、消防機関（救助隊未設置の消防機関を含む）が要救護者の危険を排除するために、人力、機械力、器具等を用いて安全な場所に救出するための活動をいう。

2 . 救助事故の種別

(1) 火災

火災現場において、直接火災に起因して生じた事故をいう。

(2) 交通事故

すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。

(3) 水難事故

水泳中の溺者又は水中転落事故による事故をいう。

(4) 自然災害事故

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。

(5) 機械による事故

エレベーター、プレス機械、ベルトコンベアその他の建設機械、工作機械等による事故をいう。

(6) 建物等による事故

建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。

(7) ガス及び酸欠事故

一酸化炭素中毒その他のガス中毒事故、酸素欠乏による事故等をいう。

(8) 爆発事故

火薬、ガス、粉じん、反応容器の爆発、ボイラー、ポンベの破裂等による事故をいう。

(9) その他

(1) から (8) に掲げる事故以外の事故等で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

第 4 . 消防車両

(1) 「普通消防ポンプ自動車」及び「水槽付消防ポンプ自動車」の級別は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令 (昭和 61 年 10 月 15 日自治省令第 24 号) 第 5 条の規定による。

ポンプ の級別 (級)	放水性能				効果 (%)
	規格放水性能		高圧放水性能		
	規格放水圧力 (単位 kgf / c m ²)	規格放水量 (単位 m ³ / min)	規格放水圧力 (単位 kgf / c m ²)	規格放水量 (単位 m ³ / min)	
A - 1	8.5	2.8 以上	14 (直列並列切替 型のポンプは 17)	2.0 (直列並列 切替型のポン プは 1.4) 以上	消防ポンプ自動車 にあつては 65 以 上、可般消防ポン プにあつては 55 以上
A - 2	8.5	2.0 以上	14 (直列並列切替 型のポンプは 17)	1.4 (直列並列 切替型のポン プは 1.0) 以上	
B - 1	8.5	1.5 以上	14	0.9 以上	

(2) 「はしご付消防ポンプ自動車 (ポンプ付でない車両を含む)」の級別は、次のとおりとする。

地上高とは、はしごを最大起立角度で全部を伸長した場合における地表面からはしごの先端までの高さをいう。

級別	地上高
18m 級以下	10m 以上 24m 未満
24m 級	24m 以上 30m 未満
30m	30m 以上 38m 未満
38m 級以上	38m 以上